



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 1
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 11

公 告

- 沖縄県行政オンブズマン設置要綱の一部を改正する要綱（広報交流課） 15

訓 令

- 陳情等処理規程の一部を改正する訓令（広報交流課） 15
- 通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（広報交流課） 16
- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 16
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 17
- 観光整備課設置規程（行政管理課） 29
- 県議会事務局等の収入徴収等専決規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 29
- 沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 30
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 30
- 沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 32
- 沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 33
- 辺野古新基地建設問題対策課設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 33
- 沖縄県職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令（職員厚生課） 34
- 沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 34
- 県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 35
- 沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 35
- 沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 35
- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課） 36
- 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令（総合情報政策課） 36

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第19号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉保健所」を「福祉事務所」に、「消費生活センター（第148条・第149条）」を「削除」に、「沖縄県ダム事務所（第238条の2―第238条の4）」を「削除」に改める。

第13条第1項中第3号を削り、同条第9項に次の1号を加える。

(4) 国内外の交流に関する事項

第13条の2の見出し中「、班及びセンター」を「及び班」に改め、同条中「又はセンター」を削り、

広報交流課	広報広聴班 交流推進班 旅券センター
基地対策課	
地域安全政策課	調査・研究班

を

広報課	広報広聴班
基地対策課	調査班 渉外班

に改

める。

第13条の4（見出しを含む。）中「広報交流課」を「広報課」に改め、第8号から第20号までを削る。

第13条の5中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) アメリカ合衆国ワシントン駐在に関すること。

第13条の5中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 安全保障に係る調査に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

第13条の6を削り、第13条の7を第13条の6とする。

第14条の表行政管理課の項中「行政改革班」を「事務管理班」に改める。

第15条第12号中「私立学校」の次に「（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）」を加え、同条中第28号を第29号とし、第13号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 学校法人に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第21条第4号中「行政監察」を「行政評価等」に改め、同条第12号を同条第14号とし、同条第11号中「赴任」の次に「及び帰任」を加え、同号を同条第13号とし、同条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 行政不服審査会に関すること。

第33条第1項の表環境政策課の項中「総務班 環境企画班」を「総務企画班」に改め、同表中

自然保護・緑化推進課	自然保護班 自然公園班 緑化推進班
------------	-------------------

を

自然保護課	自然保護班 自然公園班
環境再生課	環境対策班 緑化推進班

に改

め、同条第2項中「自然保護・緑化推進課」を「環境再生課」に改める。

第34条第1号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り上げる。

第35条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 環境保全協定に関すること。

第37条（見出しを含む。）中「自然保護・緑化推進課」を「自然保護課」に改め、第10号を削り、同条第11号中「及び緑化」を削り、同号を同条第10号とする。

第38条から第42条までを次のように改める。

（環境再生課の事務）

第38条 環境再生課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地球環境保全に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。

- (2) 環境教育及び環境保全活動の推進に関すること。
- (3) 自然環境の再生に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 緑化の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (5) 平和創造の森公園に関すること。

第39条から第42条まで 削除

第43条の見出し中「及び班」を「、班、室及びセンター」に改め、同条第1項中「掲げる班」の次に「、室又はセンター」を加え、同項の表青少年・子ども家庭課の項中「母子福祉班」を「母子福祉班 子ども未来政策室」に改め、同表消費・くらし安全課の項中「交通安全市民活動班」を「交通安全市民活動班 消費生活センター」に改める。

第45条第9号及び第17号中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改める。

第47条の2中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 私立幼稚園に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第47条の2中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 保育士の養成施設に関すること。

第48条の2第14号中「消費生活センター及び」を削り、同条中第22号を第26号とし、第21号の次に次の4号を加える。

- (22) 消費生活に関する相談及び指導に関すること。
- (23) 消費者教育に関すること。
- (24) 消費生活に関する情報及び資料の提供等に関すること。
- (25) 商品テストに関すること。

第48条の2に次の1項を加える。

- 2 消費・くらし安全課にその事務の一部を分掌させるため、分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
消費生活センター宮古分室	宮古島市
消費生活センター八重山分室	石垣市

第49条の表健康長寿課の項中「健康企画班」を「健康企画班 がん対策班」に改める。

第49条の2中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 保健所に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第50条第21号を次のように改める。

- (21) がん対策推進協議会に関すること。

第64条第12号中「及び平和創造の森公園」を削る。

第67条の見出し中「及び班」を「、班及び室」に改め、同条中「掲げる班」の次に「又は室」を加え、同条の表中「班名」を「班名等」に、「国際物流商業課」を「アジア経済戦略課」に、「物流商業政策班 国際物流推進班」を「戦略企画班 国際物流・戦略推進班 販路開拓班」に改め、同表情報産業振興課の項中「情報・金融産業振興班 基盤整備班」を「基盤整備班 情報・金融産業振興班 誘致推進班」に改め、同表労働政策課の項中「能力開発班」を「能力開発班 技能五輪・アビリンピック準備室」に改める。

第70条（見出しを含む。）中「国際物流商業課」を「アジア経済戦略課」に改め、第7号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号を第9号とし、同条第15号中「及び商業振興」を削り、同号を同条第10号とし、同条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) アジア経済戦略構想の推進に関する総合的企画及び調整に関すること。

第72条第12号中「中小企業支援」の次に「及び商業振興」を加え、同号を同条第18号とし、同条第11号の次に次の6号を加える。

- (12) 商業振興対策の総合的企画及び調整に関すること。
- (13) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80

号)の施行に関すること。

- (14) 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)の施行に関すること。
- (15) 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)の施行に関すること。
- (16) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の施行に関すること。
- (17) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)の施行に関すること(他部他課の所掌に属するものを除く。)

第75条中第20号を第21号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第16号中「一般財団法人駐留軍離職者対策センター」を「一般財団法人沖縄駐留軍離職者対策センター」に改め、同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 第五十六回技能五輪全国大会及び第三十八回全国障害者技能競技大会の開催に関すること。

第76条の見出し中「及び班」を「、班及びセンター」に改め、同条中「掲げる班」の次に「又はセンター」を加え、同条の表中「班名」を「班等名」に、

「

観光振興課	受入推進班 観光まちづくり調整班 誘致企画班	を
文化振興課	文化振興班 文化企画班	
スポーツ振興課	スポーツ企画班 スポーツ振興班	

」

「

観光振興課	受入推進班 誘致企画班	に改
文化振興課	文化振興班 文化企画班	
空手振興課	空手振興班	
スポーツ振興課	スポーツ企画班 スポーツ振興班	
交流推進課	交流推進班 旅券センター	

」

める。

第77条第12号を削り、同条第13号中「事務」を「もの」に改め、同条第12号とする。

第78条第1号及び第2号中「及びコンベンション」を削り、「事務」を「もの」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「及びコンベンション」を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「及びコンベンション」を削り、同条第7号中「関すること」の次に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第12号までを削り、第13号を第8号とする。

第80条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第80条の次に次の1条を加える。

(空手振興課の事務)

第80条の2 空手振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄の空手道・古武道の企画、調整及び推進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 沖縄空手会館に関すること。
- (3) 空手関係団体(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (4) その他沖縄の空手道・古武道に関すること。

第82条から第86条までを次のように改める。

(交流推進課の事務)

第82条 交流推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流・協力及び国内交流に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 国際交流・協力及び国内交流に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 通訳及び翻訳に関すること。
- (4) 外国青年招致事業に関すること。

- (5) 海外からの留学生、研修員等の受入れに関する事。
- (6) 海外移住者及び海外県人会に関する事。
- (7) 国際ネットワーク事業に関する事。
- (8) 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に関する事。
- (9) 国際交流・協力団体に関する事。
- (10) 一般旅券の発給に関する事。
- (11) 友愛運動等の推進に関する事。
- (12) 国内県人会に関する事。
- (13) 世界のウチナーンチュ大会に関する事。
- (14) 前各号までに掲げるもののほか、国際交流・協力及び国際関係並びに国内交流に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第83条から第86条まで 削除

第93条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第98条中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第98条の2中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 空家等対策を実施する市町村への援助等に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第100条の表会計課の項中「審査班」を「審査第1班 審査第2班」に改める。

第114条の表中

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;">総務振興班 出納管理班</td> </tr> <tr> <td>県税課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>総務振興班 出納管理班</td> </tr> <tr> <td>県税課</td> <td></td> </tr> </table>	総務課	総務振興班 出納管理班	県税課		総務課	総務振興班 出納管理班	県税課		を	「	に改める。」
総務課	総務振興班 出納管理班											
県税課												
総務課	総務振興班 出納管理班											
県税課												

第116条の見出し及び同条第2項中「、内部組織」を削り、同条第2項の表を次のように改める。

名称	位置
沖縄県東京事務所	東京都

第123条第4項第2号中「第8項第1号」を「第7項」に改め、同条第6項第3号を削る。
第3章第5節第1款の款名を次のように改める。

第1款 福祉事務所

第134条中「福祉保健所の」を「福祉事務所の」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	内部組織	位置	所管区域
沖縄県北部福祉事務所	総務班 地域福祉班 生活保護班	名護市	名護市 国頭郡（宜野座村、恩納村及び金武町を除く。） 島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部福祉事務所	総務班 地域福祉班 生活保護第1班 生活保護第2班	沖縄市	うるま市 沖縄市 宜野湾市 国頭郡宜野座村、恩納村及び金武町 中頭郡（西原町を除く。）
沖縄県南部福祉事務所	総務班 地域福祉班 生活保護班	南風原町	浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 中頭郡西原町 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）
沖縄県宮古福祉事務所	総務係 福祉班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
沖縄県八重山福祉事務所	総務係 福祉班	石垣市	石垣市 八重山郡

第135条中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改め、同条第1号中「及び保健施策」を削り、同条第2号及び第3号中「保健・医療・」を削り、同条中第22号から第76号までを削り、第77号を第22号に改める。

第136条の見出し及び同条第2項中「名称及び」を「名称、内部組織及び」に改め、第2項の表を次のように改める。

名称	内部組織	位置
沖縄県女性相談所	総務班 相談班	那覇市

第141条の表沖縄県コザ児童相談所の項中「保護班」を「総務班 保護班」に、「自立支援班 総務係」を「自立支援班」に改める。

第146条中「相談判定班」の次に「及び総務係」を加える。

第3章第5節第7款を次のように改める。

第7款 削除

第148条及び第149条 削除

第152条の見出し及び同条第1項中「名称及び」を「名称、内部組織及び」に改め、同項の表を次のように改める。

名称	内部組織	位置
沖縄県平和祈念資料館	総務班 学芸班	糸満市

第157条中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

第158条中「保健所を福祉保健所に併置し、その」を「保健所の」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	内部組織	位置	所管区域
沖縄県北部保健所	総務企画班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	名護市	名護市 国頭郡（宜野座村、恩納村及び金武町を除く。） 島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部保健所	総務企画班 生活衛生班 環境保全班 健康推進班 地域保健班 食品衛生 広域監視班	沖縄市	うるま市 沖縄市 宜野湾市 国頭郡宜野座村、恩納村及び金武町 中頭郡（西原町を除く。）
沖縄県南部保健所	総務企画班 生活衛生班 環境保全班 健康推進班 地域保健班	南風原町	浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 中頭郡西原町 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）
沖縄県宮古保健所	総務企画班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
沖縄県八重山保健所	総務企画班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	石垣市	石垣市 八重山郡

第159条に次の1号を加える。

(57) 庶務に関すること。

第171条の2の表中

「

家畜保健衛生課	
---------	--

」を「

家畜保健衛生課	家畜保健衛生班
---------	---------

」に改める。

第172条（見出し含む。）中「名称及び」を「名称、内部組織及び」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	内部組織	位置
中央卸売市場	管理班 業務班	浦添市

第175条中「中央家畜保健衛生所」の次に「（中央家畜保健衛生所を除く。）」を加え、「防疫企画班」を「家畜保健衛生班」に改め、「衛生振興班」を削り、同条に次の1項を加える。

2 中央家畜保健衛生所に、次の班を置く。

防疫企画班

衛生振興班

第190条の3中「次の班」の次に「及び係」を加え、「教修班」を「^{教修班}_{総務係}」に改める。

第213条の表中「訓練指導班」を「総務班 訓練指導班」に改める。

第232条の表沖縄県北部土木事務所の項、沖縄県中部土木事務所の項及び沖縄県南部土木事務所の項中「建築班」を「建築班 計画調査班」に改める。

第234条第1項第26号中「（八重山土木事務所に限る。）」を削る。

第236条中「八重山土木事務所」を「土木事務所」に改め、同条の表を次のように改める。

土木事務所	名称	位置
中部土木事務所	倉敷ダム管理所	うるま市
南部土木事務所	金城ダム管理所	那覇市
八重山土木事務所	真栄里ダム管理所	石垣市

第3章第8節第3款を次のように改める。

第3款 削除

第238条の2から第238条の4まで 削除

第239条第2項の表中「庶務建設班 設備班」を「建設班 設備班 業務係」に改める。

第240条第2項の表中「管理班」を「管理班 施設班」に改める。

第241条第1号の表沖縄県行政不服審査会の項中「（平成26年法律第68号）」を削り、同表沖縄県自然環境保全審議会の項中「自然保護・緑化推進課」を「自然保護課」に改め、同表中

沖縄県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による入院の継続に係る審査に関すること。	保健医療部	薬務疾病対策課	を
------------	--	-------	---------	---

沖縄県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による入院の継続に係る審査に関すること。	保健医療部	薬務疾病対策課	に改
沖縄県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定をしないことに関し審査すること。	保健医療部	薬務疾病対策課	

め、同表沖縄県農業共済保険審査会の項中「第131条及び」及び「農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに」を削り、同条第2号の表沖縄県消費生活審議会の項中「第37条」を「第42条」に改め、同表沖縄県がん対策推進協議会の項中「変更について必要な事項」を「変更に関する事項、が

ん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第18条第2項、第19条第2項、第21条の第10項並びに第22条第2項及び第4項並びにがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）第6条第3項（同令第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の答申に関する事項」に、「保健医療政策課」を「健康長寿課」に改める。

第249条の表中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改め、同表秘書広報交流統括監の項中「広報交流課」を「広報課」に改め、同表基地防災統括監の項中「地域安全政策課」を削り、「辺野古新基地建設問題対策」の次に「並びに普天間飛行場の移設及び返還」を加え、同表環境企画統括監の項中「及び自然保護・緑化推進課」を「自然保護課及び環境再生課」に改め、同表産業振興統括監の項中「国際物流商業課」を「アジア経済戦略課」に改め、同表観光政策統括監の項中「事務」の次に「並びにコンベンションの振興等に関する事務」を加え、同表文化スポーツ統括監の項中「及びスポーツ振興課」を「空手振興課、スポーツ振興課及び交流推進課」に改め、同表広報監の項中「知事公室広報交流課」を「知事公室広報課」に改め、同表交流推進監の項及び緑化推進対策監の項を削り、同表中

企業誘致対策監	商工労働部企業立地推進課	企業誘致の推進に関する事務を総括する。	を
企業誘致対策監	商工労働部企業立地推進課	企業誘致の推進に関する事務を総括する。	に改
観光施設推進監	必要と認める課	観光・リゾート及びコンベンション施設の整備に関する事務を総括する。	

め、同表旅券センター室長の項を削り、同表中

基地環境特別対策室長	環境部環境政策課	基地環境特別対策室に関する事務を総括する。	を
基地環境特別対策室長	環境部環境政策課	基地環境特別対策室に関する事務を総括する。	に改
子ども未来政策室長	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課	子ども未来政策室に関する事務を総括する。	
消費生活センター室長	子ども生活福祉部消費・くらし安全課	消費生活センターに関する事務を総括する。	
分室長	子ども生活福祉部消費・くらし安全課	分室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
技能五輪・アビリンピック準備室長	商工労働部労働政策課	技能五輪・アビリンピック準備室に関する事務を総括する。	
旅券センター室長	文化観光スポーツ部交流推進課	旅券センターに関する事務を総括する。	

め、同表研究主幹の項、主任研究員の項及び研究員の項を削る。

第250条の表次長の項を削り、同表中

--	--	--	--

課長	宮古事務所及び八重山事務所	課の事務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、課の事務について所長を補佐する。	を
	東京事務所	課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
課長	宮古事務所及び八重山事務所	課の事務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、課の事務について所長を補佐する。	に、
中央児童相談所（八重山分室に限る。）	を	必要と認める出先機関	に、
福祉総括	福祉保健所	福祉及び庶務に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	を
保健総括		保健に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	
保健健康総括	中部保健所及び南部保健所	地域保健、健康増進及び庶務に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	に、
生活環境総括		生活環境及び環境保全に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	
	那覇県税事務所、農業研究センター、福祉保健所及び土木事務所	班の事務を処理する。	を
	那覇県税事務所、農業研究センター、中部保健所、南部保健所及び土木事務所	班の事務を処理する。	に改
副所長	必要と認める出先機関	出先機関の特定事項を処理するとともに、出先機関の事務について所長を補佐する。	
副場長	家畜衛生試験場	出先機関の特定事項を処理するとともに、出先機関の事務について場長を補佐する。	

め、同表保健主幹の項及び主幹歯科医師の項中「福祉保健所」を「保健所」に改め、同表分室長の項中「消費生活センター及び」を削り、同表医師の項、主任医師の項、主任歯科医師の項、歯科医師の項、主任保健師の項、保健師の項、看護師の項及び准看護師の項中「福祉保健所」を「保健所」に改める。

第251条を次のように改める。

(他の職にある職員をもって充てる職)

第251条 知的障害者更生相談所長は、身体障害者更生相談所長の職にある者をもって充てる。ただし、当該職以外の者が別に命ぜられた場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、農林水産振興センターに併置する家畜保健衛生所（中央家畜保健衛生所を除く。）の主幹以下の職は、それぞれ当該職に相当する職で、農林水産振興センター一家畜保健衛生課（当該組織の内部組織を含む。）に配置された者をもって充てる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条の5第4号の改正規定（「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和47年沖縄県規則第28号）の一部を次のように改正する。
第26条中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同条の表中

福祉保健所		福祉事務所	
北部福祉保健所	を	北部福祉事務所	に改める。
中部福祉保健所		中部福祉事務所	
南部福祉保健所		南部福祉事務所	
宮古福祉保健所		宮古福祉事務所	
八重山福祉保健所		八重山福祉事務所	

(沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

4 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第14条並びに第7号様式（裏面）11及び第7号様式の2（裏面）11中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改める。

(児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部改正)

5 児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和53年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「福祉保健所の」を「福祉事務所の」に、「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同条第3項中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

第5条及び第7条中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。

(沖縄県立農業大学校規則の一部改正)

6 沖縄県立農業大学校規則（昭和59年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「福祉保健所長又は」を削る。

(沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

- 7 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和61年沖縄県規則第20号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項第2号及び第1号様式中「福祉保健所長又は」を削る。
（沖縄県老人福祉法施行細則の一部改正）
- 8 沖縄県老人福祉法施行細則（平成5年沖縄県規則第10号）の一部を次のように改正する。
第2条中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。
（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）
- 9 身体障害者福祉法施行細則（平成5年沖縄県規則第11号）の一部を次のように改正する。
第2条中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改める。
（沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）
- 10 沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年沖縄県規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2及び第2号様式（その1）中「福祉保健所」を「保健所」に改める。
（沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正）
- 11 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（平成11年沖縄県規則第6号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項第2号及び第1号様式中「福祉保健所長又は」を削る。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第20号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「、次長」を削り、「班長」の次に「、副所長、副場長」を加える。

第10条第4項中「沖縄県東京事務所」を「自治研修所、動物愛護管理センター、計量検定所、北部食肉衛生検査所、家畜衛生試験場、南部林業事務所、栽培漁業センター、工芸振興センター、下地島空港管理事務所」に、「次長」を「副所長、副場長」に改める。

別表第1中「（保健所長を除く。）」を削る。

別表第2動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第43号の次に次の1号を加える。

43の2 動物の愛護及び管理に関する法律第38条の規定に基づき、動物愛護推進員を委嘱すること。

別表第2中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同表消費生活センター所長の項を削り、同表保健所長の項委任事項の欄第24号中「及び第32条の3第3項」を削り、同欄34号の2の次に次の3号を加える。

34の2の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項の規定に基づき、職員に患者等に対し検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取に応じるべきこと並びに患者等の保護者に対し検体の提出又は検体の採取に応じさせるべきことを求めさせること。

34の2の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項の規定に基づき、検査を行うこと。

34の2の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第10項の規定に基づき、必要な協力を求めること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第34号の3の次に次の2号を加える。

34の3の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第1項の規定に基づき、患者等に対し検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取に応じるべきこと並びに患者等の保護者に対し検体の提出又は検体の採取に応じさせるべきことを勧告すること。

34の3の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第3項の規定に基づき、職員に検体を採取させること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第36号中「第17条第3項及び第4項」を「第16条の3第5項及び第6

項」に改め、「第26条」の次に「、第44条の7第9項」を加え、同号の次に次の2号を加える。

36の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第7項の規定に基づき、検査を行うこと。

36の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第10項の規定に基づき、必要な協力を求めること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第37号の13の2の次に次の8号を加える。

37の13の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項の規定に基づき、検体又は感染症の病原体の提出を命ずること。

37の13の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第3項の規定に基づき、職員に検体又は感染症の病原体を無償で収去させること。

37の13の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第5項（同法第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、検査を行うこと。

37の13の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第8項（同法第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要な協力を求めること。

37の13の7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第1項の規定に基づき、検体の提出又は採取に必ずべきことを命ずること。

37の13の8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第3項の規定に基づき、職員に検体を採取させること。

37の13の9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第5項（同法第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、検査を行うこと。

37の13の10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第8項（同法第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要な協力を求めること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第37号の23中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改め、同欄第37号の24中「第36条第3項」を「第36条第4項」に、「第50条第4項」を「第50条第6項」に改め、同欄第37号の24の5の次に次の4号を加える。

37の24の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第1項の規定に基づき、患者等に対し検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取に応じるべきこと並びに患者等の保護者に対し検体の提出又は検体の採取に応じさせるべきことを勧告すること。

37の24の7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第3項の規定に基づき、職員に検体を採取させること。

37の24の8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第5項の規定に基づき、検査を行うこと。

37の24の9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第8項の規定に基づき、必要な協力を求めること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第37号の33中「同法」の次に「第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、」を加え、同欄第105号の13の次に次の1号を加える。

105の13の2 動物の愛護及び管理に関する法律第38条の規定に基づき、動物愛護推進員を委嘱すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第167号から第172号までの規定中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同欄第172号の次に次の4号を加える。

172の2 生活環境保全条例第23条の3第1項又は第2項の規定に基づき、特定粉じん排出等作業の実施届出を受理すること。

172の3 生活環境保全条例第23条の4の規定に基づき、特定粉じん排出等作業の実施届出に係る排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。

172の4 生活環境保全条例第23条の7の規定に基づき、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきこと又は作業の一時停止を命ずること。

172の5 生活環境保全条例第23条の9の規定に基づき、特定粉じん排出等作業等の完了届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第174号の2の12中「状況等」の次に「その他必要な事項」を加え、

「ばい煙発生施設等を設置している者の工場等」を「工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所」に改め、「立ち入り、」の次に「物件等を」を加え、同欄第174号の63中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同欄第174号の64中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同欄第174号の64の2中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同欄第174号の64の3及び第174号の68中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改め、同欄第176号の次に次の3号を加える。

176の2 浄化槽法第7条の2第1項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質検査について必要な指導及び助言をすること。

176の3 浄化槽法第7条の2第2項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質検査を受けるべき旨の勧告をすること。

176の4 浄化槽法第7条の2第3項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第179号の次に次の1号を加える。

179の2 浄化槽法第11条の2の規定に基づき、浄化槽の使用廃止に係る届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第181号の次に次の3号を加える。

181の2 浄化槽法第12条の2第1項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、定期検査について必要な指導及び助言をすること。

181の3 浄化槽法第12条の2第2項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、定期検査を受けるべき旨の勧告をすること。

181の4 浄化槽法第12条の2第3項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第183号の2中「条例」の次に「(昭和62年沖縄県条例第14号)」を加え、同欄第183号の4の次に次の1号を加える。

183の4の2 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の変更の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第183号の5の次に次の1号を加える。

183の5の2 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の廃業等の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第183号の7中「事業の停止命令」を「事業の全部若しくは一部の停止命令」に改め、同欄第183号の8の次に次の1号を加える。

183の9 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告させること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第184号中「(昭和62年沖縄県条例第14号)」を削り、「関係のある」を「関係する」に改め、同号の次に次の7号を加える。

184の2 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)第7条第1項第1号の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示する旨等の指示をすること。

184の3 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第2号の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示する旨等の指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

184の4 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第3号の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

184の5 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第4号の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、報告の徴収及び物件の提出を求めること。

184の6 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第5号の規定に基づき、食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、報告の徴収及び物件の提出を求めること。

184の7 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第6号の規定に基づき、食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、立入検査、質問及び収去をさせること。

184の8 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第7号の規定に基づき、適切な措置をとるべき旨の申出の受付及び当該申出に係る調査を行うこと。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第185号及び第186号中「184まで」を「184の8まで」に改め、同項専決事項の欄に次の14号を加える。

- 24 児童福祉法第19条の3第1項の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の申請を受理すること。
- 25 児童福祉法第19条の3第7項の規定に基づき、医療受給者証を交付すること。
- 26 児童福祉法第19条の5第2項の規定に基づき、支給認定の変更の認定を行い、医療受給者証の提出を求めること。
- 27 児童福祉法第19条の5第3項の規定に基づき、医療受給者証に変更事項を記載し、返還すること。
- 28 児童福祉法第19条の6第2項の規定に基づき、医療受給者証の返還を求めること。
- 29 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の9第3項の規定に基づき、医療費支給認定の申請事項に係る変更の届出を受理すること。
- 30 児童福祉法施行規則第7条の23第1項の規定に基づき、医療受給者証を再交付すること。
- 31 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第6条第1項の規定に基づき、申請を受理すること。
- 32 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定に基づき、医療受給者証を交付すること。
- 33 難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項の規定に基づき、支給認定の変更の認定を行い、医療受給者証の提出を求めること。
- 34 難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第3項の規定に基づき、医療受給者証に変更事項を記載し、返還すること。
- 35 難病の患者に対する医療等に関する法律第11条第2項の規定に基づき、医療受給者証の返還を求めること。
- 36 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第13条第1項の規定に基づき、医療費支給認定の申請事項に係る変更の届出を受理すること。
- 37 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第26条の規定に基づき、医療受給者証を再交付すること。

別表第2農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第1号の2中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改め、同欄第1号の3中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同欄第1号の4中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同欄第1号の5中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同欄第1号の6中「農協法第86条第2項」を「組合等登記令（昭和39年政令第29号）第14条第4項」に改め、同表家畜保健衛生所長の項委任事項の欄第14号及び第15号中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄第16号及び第17号中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表病害虫防除技術センター所長の項委任事項の欄に次の1号を加える。

- 2 依頼研究の受託契約を締結すること。

別表第2栽培漁業センター所長の項委任事項の欄中「種苗」を「種苗等」に改め、同欄に次の1号を加える。

- 2 依頼研究の受託契約を締結すること。

別表第2土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第1号中「（ダム事務所が管理する区域（以下「ダム管理区域」という。）に係るものを除く。）」を削り、同欄第44号から第46号までの規定中「（ダム管理区域に係るものを除く。）」を削り、同欄第46号の2から第47号の7までの規定中「及びダム管理区域に係るもの」を削り、同欄第48号から第56号の5までの規定中「（ダム管理区域に係るものを除く。）」を削り、同欄第99号の5中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同欄第99号の6中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同欄第99号の7中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同欄第99号の8中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同欄第99号の9中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同欄第99号の10中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同欄第99号の11中「第20条第1項」を「第21条第1項」に、「第9条第1項若しくは第16条第1項」を「第10条第1項若しくは第17条第1項」に改め、同欄第99号の12中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同欄第99号の13中「第22条」を「第23条」に改め、同項専決事項の欄第2号中「（ダム管理区域に係るものを除く。）」を削り、同表ダム事務所長の項を削る。

別表第3中「福祉総括」を「保健健康総括」に、「保健総括」を「生活環境総括」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2保健所長の項委任事項の欄第24号、第174号の63、第174号の64、第174号の64の2、第174号の64の3及び第174号の68の改正規定、同欄第176号の次に3号を加える改正規定、同欄第179号の次に1号を加える改正規定、同欄第181号の次に3号を加える改正規定、同欄第183号の2の改正規定、同欄第183号の4の次に1号を加える改正規定、同欄第183号の5の次に1号を加える改正規定、同欄第183号の7の改正規定、同欄第183号の8の次に1号を加える改正規定、同欄第184号の次に7号を加える改正規定、同欄第185号及び第186号の改正規定、同項専決事項の欄に14号を加える改正規定、同表家畜保健衛生所長の項委任事項の欄第14号及び第15号並びに第16号及び第17号の改正規定並びに同表土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第99号の5、第99号の6、第99号の7、第99号の8、第99号の9、第99号の10、第99号の11、第99号の12及び第99号の13の改正規定は、公布の日から施行する。

公 告

沖縄県行政オンブズマン設置要綱の一部を次のとおり改正した。

平成28年3月31日

沖 縄 県 知 事	翁 長 雄 志
沖縄県公営企業管理者企業局長	平 良 敏 昭
沖縄県病院事業管理者病院事業局長	伊 江 朝 次
沖縄県教育委員会委員長	照 屋 尚 子
沖縄県選挙管理委員会委員長	当 山 尚 幸
沖縄県人事委員会委員長	玉 城 健
沖縄県代表監査委員	知 念 建 次
沖縄県労働委員会会長	藤 田 広 美
沖縄県収用委員会会長	宮 城 哲
沖縄海区漁業調整委員会会長	山 川 義 昭
沖縄県内水面漁場管理委員会会長	古 谷 千 佳 子

沖縄県行政オンブズマン設置要綱の一部を改正する要綱

第19条中「知事公室広報交流課」を「知事公室広報課」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

訓 令**沖縄県訓令第12号**

知 事 部 局

陳情等処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

陳情等処理規程の一部を改正する訓令

陳情等処理規程（昭和59年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「知事公室広報交流課」を「知事公室広報課」に改める。

第6条中「広報交流課長」を「広報課長」に改める。

第7条第1項中「広報交流課長」を「広報課長」に改め、同条第2項中「広報交流課長」を「広報課長」に、「広報交流課に」を「広報課に」に改める。

第8条中「広報交流課長」を「広報課長」に改める。

第9条中「広報交流課長」を「広報課長」に、「広報交流課に」を「広報課に」に改める。

第10条及び第11条中「広報交流課長」を「広報課長」に改める。

第12条第1項中「広報交流課」を「広報課」に改め、同条第2項中「広報交流課長」を「広報課長」に改める。

第13条中「広報交流課長」を「広報課長」に改める。

第2号様式(その1)中「広報交流課」を「広報課」に、「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改め、同様式(その2)中「広報交流課」を「広報課」に改める。

第3号様式(その1)中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

知 事 部 局

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

通訳・翻訳嘱託員設置規程(平成3年沖縄県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 基地涉外、広報広聴、企画調整及び国際交流に係る業務を円滑かつ迅速に実施するため、通訳・翻訳嘱託員(以下「嘱託員」という。)を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第3項中「又は企画部企画調整課長」を「、企画部企画調整課長又は文化観光スポーツ部観光政策課長」に改め、同条を第3条とする。

第5条第2項中「広報交流課長又は企画部企画調整課長」を「広報課長、企画部企画調整課長又は文化観光スポーツ部交流推進課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条中「及び企画部長」を「、企画部長及び文化観光スポーツ部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第14号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程(昭和49年沖縄県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

広 報 交 流 課	知広
基 地 対 策 課	知基
地 域 安 全 政 策 課	知地

を

「

広 報 課	知広
基 地 対 策 課	知基

に、

」

	自然保護・緑化推進課	環自	を
--	------------	----	---

「	自然保護課	環自	に、
	環境再生課	環再	

「	国際物流商業課	商国	を	「	アジア経済戦略課	商ア	」に、
---	---------	----	---	---	----------	----	-----

「	文化振興課	文文	を
	スポーツ振興課	文ス	

「	観光整備課	文整	に改める。
	文化振興課	文文	
	空手振興課	文空	
	スポーツ振興課	文ス	
	交流推進課	文交	

別表第2中	北部福祉保健所	を
	中部福祉保健所	
	南部福祉保健所	
	宮古福祉保健所	
	八重山福祉保健所	

「	北部福祉事務所	に改め、同表消費生活センターの項及びダム事務
	中部福祉事務所	
	南部福祉事務所	
	宮古福祉事務所	
	八重山福祉事務所	

所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「広報交流課」を「広報課」に、「第4節 地域安全政策課」を「第4節 防災危機管理課」に、「第3節 環境整備課」を「第3節 環境整備課」に、「第5節 防災危機管理課」を「第5節 辺野古新基地建設問題対策課」に、「第5節 防災危機管理課」を「第5節 辺野古新基地建設問題対策課」に、「第3節 環境整備課」を「第3節 環境整備課」に、

「第3節 環境整備課」
 定型環整1 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の設置許可申請書等の縦覧
 定型環整2 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の変更許可申請書等の縦覧 に、
 定型環整3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定
 定型環整4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第4項の規定による指定区域の解除」
 「自然保護・緑化推進課」を「自然保護課」に、

「 定型環自45 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請」を「 定型環自45 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請」を
 第6章 子ども生活福祉部 第5節 環境再生課
 第6章 子ども生活福祉部 第6章 子ども生活福祉部

興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請
 に、
 部 」

「第2節 国際物流商業課」
 定型商国1 大規模小売店舗の新設の届出
 定型商国2 大規模小売店舗の変更の届出
 定型商国3 大規模小売店舗の変更の届出
 定型商国4 大規模小売店舗の変更の届出
 定型商国5 大規模小売店舗の廃止の届出 を「第2節
 定型商国6 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見
 定型商国7 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見
 定型商国8 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出
 定型商国9 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告
 定型商国10 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出」
 アジア経済戦略課」に、「第4節 中小企業支援課」を

「第4節 中小企業支援課」
 定型商中1 大規模小売店舗の新設の届出
 定型商中2 大規模小売店舗の変更の届出
 定型商中3 大規模小売店舗の変更の届出
 定型商中4 大規模小売店舗の変更の届出
 定型商中5 大規模小売店舗の廃止の届出 に、
 定型商中6 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見
 定型商中7 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見
 定型商中8 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出
 定型商中9 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告
 定型商中10 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出」

「第3節 文化振興課」
 定型文文1 県立博物館・美術館の観覧料の承認 を
 第4節 スポーツ振興課 」
 第4節 文化振興課
 第5節 空手振興課
 第6節 スポーツ振興課
 第7節 交流推進課

承認
 に改める。

」
第2章第2節の節名を次のように改める。

第2節 広報課

第2章中第4節を削り、第5節を第4節とし、同節の次に次の1節を加える。

第5節 辺野古新基地建設問題対策課

第5章第3節を次のように改める。

第3節 環境整備課

定型環整1 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の設置許可申請書等の縦覧
行為の根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項（第15条第1項）
告示の根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項（第15条第4項）

沖縄県告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項（第15条第1項）の規定により、一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 2 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の設置の場所
- 3 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の種類
- 4 処理する一般廃棄物（産業廃棄物）の種類
- 5 申請年月日 平成 年 月 日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所
 - (2) 期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
 - (1) 提出先
 - (2) 提出期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 - (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

注 1 6(2)の期間は、告示の日から起算して1月間である。

2 7(2)の提出期間の提出期限は、6(2)の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日である。

定型環整2 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の変更許可申請書等の縦覧

行為の根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項（第15条の2の6第1項）

告示の根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第2項において準用する同法第8条第4項（第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第4項）

沖縄県告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項（第15条の2の6第1項）の規定により、一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の変更許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 2 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の設置の場所
- 3 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の種類

- 4 処理する一般廃棄物（産業廃棄物）の種類
 5 申請年月日 平成 年 月 日
 6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間
 (1) 場所
 (2) 期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 7 意見書の提出先及び提出期間 当該一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
 (1) 提出先
 (2) 提出期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

注 1 6(2)の期間は、告示の日から起算して1月間である。
 2 7(2)の提出期間の提出期限は、6(2)の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日である。

定型環整3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定

行為の根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項

告示の根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第2項

沖縄県告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

平成 年 月 日

沖縄県知事 氏 名

指定区域	埋立地の区分

定型環整4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第4項の規定による指定区域の解除

行為の根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第4項

告示の根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第5項において準用する同法第15条の17第2項

沖縄県告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定により、平成 年沖縄県告示第 号で指定した区域の指定を解除する。

平成 年 月 日

沖縄県知事 氏 名

第5章第4節の節名を次のように改める。

第4節 自然保護課

定型環自1、定型環自4から定型環自10まで、定型環自25、定型環自26、定型環自28、定型環自29、定型環自31から定型環自33まで、定型環自35、定型環自36、定型環自38、定型環自39、定型環自41、定型環自42及び定型環自45中「自然保護・緑化推進課」を「自然保護課」に改める。

第8章第2節から第4節までを次のように改める。

第2節 アジア経済戦略課

第3節 ものづくり振興課

第4節 中小企業支援課

定型商中1 大規模小売店舗の新設の届出**行為の根拠** 大規模小売店舗立地法第5条第1項**公告の根拠** 大規模小売店舗立地法第5条第3項及び大規模小売店舗立地法施行規則第5条

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 届出年月日 平成__年__月__日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成__年__月__日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 __平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 __時__分から__時__分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 __時__分から__時__分まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中2 大規模小売店舗の変更の届出**行為の根拠** 大規模小売店舗立地法第6条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前
変更後
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
変更後
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
変更後
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成__年__月__日
 - (2) 4(2) 平成__年__月__日
 - (3) 4(3) 平成__年__月__日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

※ 4(3)について、小売業の入れ替えではなく、入居又は撤退の場合は次のように記載する。

- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
追加する者
削除する者

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中3 大規模小売店舗の変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第2項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援

課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 届出年月日 平成__年__月__日

4 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の新設をする日

変更前 平成__年__月__日

変更後 平成__年__月__日

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 __平方メートル

変更後 __平方メートル

(3) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分

変更後 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

5 変更する年月日

(1) 4(1)から(6)まで 平成__年__月__日

- (2) 4(7)から(10)まで 平成__年__月__日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中4 大規模小売店舗の変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法附則第5条第4項及び同法第6条第2項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 __平方メートル

変更後 __平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 変更前 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
 変更後 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 変更前 __時__分から__時__分まで
 変更後 __時__分から__時__分まで
- (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
 変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 変更前 __時__分から__時__分まで
 変更後 __時__分から__時__分まで
- 5 変更する年月日
 (1) 4(1)から(5)まで 平成__年__月__日
 (2) 4(6)から(9)まで 平成__年__月__日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中5 大規模小売店舗の廃止の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第5項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第6項及び大規模小売店舗立地法施行規則第10条

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 廃止前 __平方メートル
 廃止後 __平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成__年__月__日

定型商中6 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第1項及び第2項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第3項及び大規模小売店舗立地法施行規則第14条

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第__条第__項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 〃 〃 〃 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 法第8条第1項の規定による市町村の意見の概要
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要
- 5 縦覧期間 平成__年__月__日から同年__月__日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

定型商中7 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第4項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第6項及び大規模小売店舗立地法施行規則第15条

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第__条第__項の届出に対する法第8条第4項の規定による意見の概要について、同条第6項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 〃 〃 〃 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 通知した日 平成__年__月__日
- 4 法第8条第4項の規定による意見の概要
- 5 縦覧期間 平成__年__月__日から同年__月__日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

定型商中8 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第7項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第8項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 〃 〃 〃 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 __平方メートル
変更後 __平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分

変更後 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商中9 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第3項及び大規模小売店舗立地法施行規則第17条

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第7項の届出に対する法第9条第1項の規定による勧告の内容について、同条第3項の規定により公告する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 勧告した日 平成__年__月__日

4 法第9条第1項の規定による勧告の内容

定型商中10 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第4項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第5項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第9条第4項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援

課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 __平方メートル
変更後 __平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、面積__平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
変更後 開店時刻__時__分、閉店時刻__時__分
 - (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで
 - (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 出入口の数 入口__カ所、出口__カ所、出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の数 入口__カ所、出口__カ所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。)
 - (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

第9章中第4節を第6節とし、第3節を第4節とし、同節の次に次の1節を加える。

第5節 空手振興課

第9章第2節の次に次の1節を加える。

第3節 観光整備課

第9章に次の1節を加える。

第7節 交流推進課

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第16号

知 事 部 局

観光整備課設置規程を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

観光整備課設置規程

(設置)

第1条 コンベンションの振興等に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号。以下「組織規則」という。）第9条の規定に基づき、文化観光スポーツ部に観光整備課（以下「課」という。）を置く。

2 課に次の班を置く。

観光資源班

M I C E リゾート班

施設整備班

(所掌事務)

第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) コンベンションの振興及び誘客・宣伝に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) コンベンションの受入体制の整備拡充に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) コンベンションの誘致及び支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) コンベンション関係団体の指導・育成に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) コンベンション情報の整備に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 観光商品開発の支援に関すること。
- (7) 沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館に関すること。
- (8) 観光・リゾート及びコンベンション施設の整備に関すること。
- (9) 観光地形成促進地域に関すること。
- (10) 大型M I C E 施設整備等に関すること。
- (11) 観光施設誘致に関すること。

(職制及び職務)

第3条 課には、課長その他の職を置き、その職務については、組織規則第249条の規定を準用する。

(専決及び代理決裁)

第4条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号。以下「決裁規程」という。）第8条の規定の例により専決することができる。

2 課長が専決することができる事項については、決裁規程第13条第3項の規定の例により課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した者が代理決裁することができる。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第17号

県 議 会 事 務 局
教 育 庁
監 査 委 員 事 務 局

人事委員会事務局
労働委員会事務局
警察本部

県議会事務局等の収入徴収等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

県議会事務局等の収入徴収等専決規程の一部を改正する訓令

県議会事務局等の収入徴収等専決規程（昭和47年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「教育長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、監査委員事務局長及び警察本部長」を「教育管理統括監及び教育指導統括監、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長並びに警察本部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第18号

知 事 部 局

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の被服等貸与規程（昭和48年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「県民生活センター」を「消費・くらし安全課」に、「福祉保健所」を「保健所」に、「自然保護・緑化推進課」を「自然保護課」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第19号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

別表第2中 「交流推進監
跡地利用推進監
緑化推進対策監」を 「跡地利用推進監」に、
「協同組合検査監」を 「協同組合検査監
観光施設推進監」に改める。

別表第2の3を次のように改める。

別表第2の3（第2条関係）

行政情報センター室長
総務事務センター室長
公共交通推進室長
基地環境特別対策室長
子ども未来政策室長

消費生活センター室長
 消費生活センター宮古分室長
 消費生活センター八重山分室長
 技能五輪・アビリンピック準備室長
 旅券センター室長
 都市モノレール室長
 職員健康管理センター室長

別表第3総務部の表総務私学課の項知事決裁事項の欄第1号中「学校法人」の次に「(他課の所掌に属するものを除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項部長等専決事項の欄第3号中「私立学校」の次に「(幼稚園を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同表人事課の項知事決裁事項の欄第12号中「沖縄県職員の分限に関する条例(昭和47年沖縄県条例第4号。以下「分限条例」という。)

第6条」を「分限条例第7条」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄第11号の次に次の1号を加える。

12 沖縄県職員の分限に関する条例(昭和47年沖縄県条例第4号。以下「分限条例」という。)

第3条の規定に基づき、職員をその意に反して降給すること。

別表第3総務部の表人事課の項部長等専決事項の欄中第14号を第16号とし、第6号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

6 地公法第15条の2第3項の規定に基づき、他任命権者が定める標準職務遂行能力に関する規則その他の規程の制定又は変更について協議を受けること。

7 地公法第23条の2第3項の規定に基づき、他任命権者が定める人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項について協議を受けること。

別表第3総務部の表行政管理課の項部長等専決事項の欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 地公法第15条の2第3項の規定に基づき、他任命権者が定める標準的な職に関する規則その他の規程の制定又は変更について協議を受けること。

別表第3総務部の表税務課の項部長等専決事項の欄第1号中「第700条の43」を「第144条の54」に改め、同項統括監専決事項の欄第2号及び第3号中「第700条の43」を「第144条の54」に改め、同欄第5号中「第24条の2第1項第3号」を「第24条の2第1項第4号」に改める。

別表第3環境部の表環境政策課の項部長等専決事項の欄第5号を削り、同表中「自然保護・緑化推進課」を「自然保護課」に改め、同表自然保護・緑化推進課の項統括監専決事項の欄中第46号から第48号までを削り、同項の次に次のように加える。

環境再生課		1 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第24条第1項の規定に基づき、地球温暖化防止活動推進センターを指定すること。	1 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき、指定すること。 2 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第7条第3項の規定に基づき、認可すること。 3 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、指定を取り消すこと。
-------	--	--	--

別表第3子ども生活福祉部の表子育て支援課の項知事決裁事項の欄に次の1号を加える。

1 私立学校法第62条の規定に基づき、学校法人(幼稚園及び幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下この項において同じ。)にその解散を命ずること。

別表第3子ども生活福祉部の表子育て支援課の項部長等専決事項の欄に次の4号を加える。

12 学校教育法第4条の規定に基づき、私立幼稚園の設置又は廃止を認可すること。

13 学校教育法第13条の規定に基づき、私立幼稚園の閉鎖を命ずること。

14 私立学校法第31条の規定に基づき、学校法人の寄附行為を認可すること。

15 私立学校法第50条第2項の規定に基づき、学校法人の解散を認可し、又は認定すること。

別表第3子ども生活福祉部の表子育て支援課の項統括監専決事項の欄中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 児童福祉法第18条の6第1項の規定に基づき、指定保育士養成施設を指定すること。

別表第3 子ども生活福祉部の表子育て支援課の項統括監専決事項の欄に次の1号を加える。

12 私立学校法第32条第1項の規定に基づき、学校法人の寄附行為を定めること。

別表第3 子ども生活福祉部の表消費・くらし安全課の項統括監専決事項の欄第17号中「第39条第1項」を「第44条第1項」に改める。

別表第3 農林水産部の表農政経済課の項部長等専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第3 商工労働部の表産業政策課の項部長等専決事項の欄に次の2号を加える。

1 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第57条の2第1項又は第3項の規定に基づき、指定会社を指定し、又は指定を取り消すこと。

2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第5条の規定に基づき、特定新規中小企業者に係る株式の払込みを確認し、確認書を交付し、又は確認しないときはその旨通知すること。

別表第3 商工労働部の表国際物流商業課の項を削り、同表中小企業支援課の項部長等専決事項の欄第1号中「場合を含む。）」の次に「及び商工会法第60条の規定により都道府県知事が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）第1項第2号」を加え、同欄第2号及び第3号中「場合を含む。）」の次に「及び商工会法第60条の規定により都道府県知事が処理する事務に関する政令第1項第7号」を加え、同欄第4号中「第59条第1項第1号」の次に「及び商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号）第7条第1項第7号」を加え、同欄中第6号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

6 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号。以下「商調法」という。）第10条第1項の規定に基づき、小売市場の建物の貸付け又は譲渡の許可を取り消すこと。

7 商調法第10条第2項において準用する商調法第3条第4項の規定に基づき、市長に協議すること。

8 商調法第17条の規定に基づき、紛争の当事者に勧告すること。

9 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第86条の規定に基づき、組合の解散を命ずること。

別表第3 商工労働部の表中小企業支援課の項統括監専決事項の欄第1号中「（昭和35年政令第149号）」を削り、同欄第2号中「第51条第1項」の次に「及び商工会法第60条の規定により都道府県知事が処理する事務に関する政令第1項第7号」を加え、同欄第3号中「第51条第2項」の次に「及び商工会法第60条の規定により都道府県知事が処理する事務に関する政令第1項第7号」を加え、同欄第4号中「第51条第3項」の次に「及び商工会法第60条の規定により都道府県知事が処理する事務に関する政令第1項第7号」を加え、同欄第5号中「第51条第4項」の次に「及び商工会法第60条の規定により都道府県知事が処理する事務に関する政令第1項第7号」を加え、同欄中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

16 商調法第15条の規定に基づき、紛争をあっせんし、又は調停をすること。

別表第3 土木建築部の表用地課の項統括監専決事項の欄第1号中「（昭和26年法律第219号）」を削り、同欄第6号中「第7条」を「第10条」に改め、同表海岸防災課の項部長等専決事項の欄第14号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄第15号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同表建築指導課の項部長等専決事項の欄第9号中「（昭和43年法律第100号）」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第3 総務部の表人事課の項部長等専決事項の改正規定、同表行政管理課の項部長等専決事項の欄の改正規定、同表税務課の項の改正規定、別表第3 商工労働部の表産業政策課の項部長等専決事項の欄に2号を加える改正規定（第1号に係る部分に限る。）、同表中小企業支援課の項部長等専決事項の欄の改正規定、同項統括監専決事項の欄の改正規定、別表第3 土木建築部の表用地課の項統括監専決事項の欄の改正規定、同表海岸防災課の項部長等専決事項の欄の改正規定及び同表建築指導課の項部長等専決事項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県訓令第20号

知 事 部 局

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の駐在等に関する規程（昭和50年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。
別表中「地域安全政策課」を「基地対策課」に、「国際物流商業課」を「アジア経済戦略課」に、

沖縄県ダム事務所	座間味村字座間味	座間味村	座間味ダム管理に関すること。
	伊平屋村字我喜屋	伊平屋村	我喜屋ダム管理に関すること。
	久米島町字比嘉	久米島町	儀間ダム管理に関すること。

を

北部土木事務所	伊平屋村字我喜屋	伊平屋村	我喜屋ダムの管理に関すること。
南部土木事務所	座間味村字座間味	座間味村	座間味ダムの管理に関すること。
	久米島町字比嘉	久米島町	儀間ダムの管理に関すること。

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第21号

知 事 部 局

沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県部等内協議機関設置規程（昭和61年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県広報広聴連絡会議の項中「知事公室広報交流課」を「知事公室広報課」に改め、同表普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議の項中「知事公室地域安全政策課」を「知事公室基地対策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第22号

知 事 部 局

辺野古新基地建設問題対策課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

辺野古新基地建設問題対策課設置規程の一部を改正する訓令

辺野古新基地建設問題対策課設置規程（平成27年沖縄県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（課及び班の設置）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 課に企画班を置く。

第2条に次の1号を加える。

(5) 普天間飛行場の移設及び返還に係る諸問題の調査研究及び連絡調整に関すること。

第4条第2項中「第13条第3項」を「第13条第1項」に改め、「課長があらかじめ指定した者」を「班長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 班長は、決裁規程第9条の規定の例により専決することができる。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第23号

沖縄県労働委員会訓令第1号

沖縄県議会訓令第1号

沖縄県人事委員会訓令第3号

沖縄県監査委員訓令第2号

知 事 部 局
労働委員会事務局
議 会 事 務 局
人事委員会事務局
監 査 委 員 事 務 局

沖縄県職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖縄県労働委員会会長 藤 田 広 美
沖 縄 県 議 会 議 長 喜 納 昌 春
沖縄県人事委員会委員長 玉 城 健
沖縄県代表監査委員 知 念 建 次

沖縄県職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員住宅貸付規程（昭和60年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

北部職員住宅	名護団地	を	北部職員住宅	に改める。
	宇茂佐団地			

別表第2北部の項中「北部福祉保健所長」を「北部福祉事務所長、北部保健所長」に、同表宮古の項中「宮古福祉保健所長」を「宮古福祉事務所長、宮古保健所長」に、同表八重山の項中「八重山福祉保健所長」を「八重山福祉事務所長、八重山保健所長」に、同表東京の項中「東京事務所総務企画課長」を「東京事務所長」に、「東京事務所文厚商工課長及び東京事務所建設農水課長」を「東京事務所副参事」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第24号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

沖縄県警察本部訓令第8号

知 事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖縄県教育委員会教育長 諸 見 里 明

沖 縄 県 警 察 本 部 長 加 藤 達 也

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第54号・沖縄県教育委員会教育長訓令第13号・沖縄県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「知事公室秘書広報交流統括監」を「知事公室秘書広報統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第25号

知 事 部 局

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令

県政運営会議設置規程（昭和59年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項及び第4項中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第26号

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

沖縄県企業局訓令第1号

庁 内 一 般
教 育 庁
企 業 局

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志

沖縄県教育委員会教育長 諸 見 里 明

沖 縄 県 企 業 局 長 平 良 敏 昭

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

「知事公室広報交流課長

別表第2中 知事公室基地対策課長 を「知事公室基地対策課長」に、「環境部自然保護・緑化推進
知事公室地域安全政策課長」

課長」を「環境部自然保護課長 に、「商工労働部国際物流商業課長」を「商工労働部アジア経済戦略課
環境部環境再生課長」

長」に、「文化観光スポーツ部観光政策課長」を「文化観光スポーツ部観光政策課長 に改める。
文化観光スポーツ部交流推進課長」

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第27号

沖縄県企業局訓令第2号

沖縄県病院事業局訓令第1号

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

沖縄県警察本部訓令第9号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖 縄 県 企 業 局 長 平 良 敏 昭
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長 加 藤 達 也

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県振興推進委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第59号・沖縄県企業局訓令第5号・沖縄県病院事業局訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第19号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第28号

沖縄県企業局訓令第3号

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県教育委員会教育長訓令第5号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖 縄 県 企 業 局 長 平 良 敏 昭
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表中 「知事公室基地対策課長 知事公室地域安全政策課長」を「知事公室基地対策課長」に、「環境部自然保護・緑化推進課長」を「環境部自然保護課長」に、「商工労働部国際物流商業課長」を「商工労働部アジア経済戦略課長」に、「文化観光スポーツ部観光政策課長」を「文化観光スポーツ部観光政策課長 文化観光スポーツ部観光整備課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第29号

沖縄県病院事業局訓令第3号
沖縄県教育委員会教育長訓令第6号

知 事 部 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程（平成19年沖縄県訓令第55号・沖縄県病院事業局訓令第3号・沖縄県教育委員会教育長訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表県出先端末局（固定局）の項中「北部福祉保健所」を「北部保健所」に、「南部福祉保健所」を「南部保健所」に、「宮古福祉保健所」を「宮古保健所」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--